

2020年度(令和2年度)労働者福祉に関する事業への支援要請 (令和元年12月23日)

番号	要　請　事　項	回　答	課　名																					
1	<p>「労働者福祉運動の育成・強化」について</p> <p>(1)労働者福祉の充実について</p> <p>① 弊会は、「安心できる福祉社会」の実現をめざし、広く勤労者の福祉向上の活動に取り組んでおります。つきましては、勤労者に対する相談・助言活動、就労支援・職業紹介、講座・セミナー・啓発活動、調査・研究活動等、県下各地域での勤労者福祉活動を充実させるため、総合的な支援を要請します。</p> <p>② 活動領域の拡がりとともに、県各部署との意見交換が必要となっています。引き続き、各部署との意見交換の機会をいただき、県下勤労者の自主福祉運動の推進及び発展に寄与する活動にご助言・ご支援をいただきますよう要請します。</p>	<p>① 就業の促進及び就業環境の整備等、勤労者の総合的な福祉向上のため、貴会が果たされている役割は重要と考えております。それぞれの分野で貴会と連携し、予算等を通じて支援していく考えです。</p> <p>② 貴会とは、従来から意見交換等を実施してきているところであります。今後もそのように努める考えです。</p>	雇用政策課																					
	<p>(2)「くらしサポートセンター島根」の事業への支援について</p> <p>くらしサポートセンター島根は、労働・生活全般にかかる相談のワンストップ解決サービスを目的として事業展開しています。厳しい社会経済・雇用環境のもとで相談者からの相談内容も複雑化・多様化しており、サービス充実のために、情報収集に加え、相談員体制の充実、スキルアップ及び関係先との連携・ネットワーク機能の強化と周知活動が必要です。つきましては、引き続き、実務的な情報提供や連携強化への協力を要請します。</p> <p>※実績</p> <table> <tr> <td>2018年</td> <td>労働相談</td> <td>521件</td> <td>生活相談</td> <td>397件</td> <td>合計</td> <td>918件</td> </tr> <tr> <td>2019年</td> <td>労働相談</td> <td>592件</td> <td>生活相談</td> <td>601件</td> <td>合計</td> <td>1,193件</td> </tr> <tr> <td colspan="7">(いずれも各年1月～11月までの実績)</td> </tr> </table>	2018年	労働相談	521件	生活相談	397件	合計	918件	2019年	労働相談	592件	生活相談	601件	合計	1,193件	(いずれも各年1月～11月までの実績)							<p>「くらしサポートセンター島根」事業については、労働者が抱える様々な問題に総合的に対応される相談窓口であり、有意義な事業であると考えております。</p> <p>島根県雇用政策課でも労働相談の窓口を設けており、くらしサポートセンター島根とも情報交換を行いながら連携を深めていきたいと考えております。</p>	雇用政策課
2018年	労働相談	521件	生活相談	397件	合計	918件																		
2019年	労働相談	592件	生活相談	601件	合計	1,193件																		
(いずれも各年1月～11月までの実績)																								

	<p>(3)2020年度の事業費補助金の交付について</p> <p>上記のように、「くらしサポートセンター島根」の相談・助言活動、勤労者の豊かなセカンドライフのためのライフプランセミナー、機関誌・広報活動、メーデーへの助成等、弊会の公益活動について、今年度と同額の事業費補助金の交付を要請します。</p> <p>2020年度 要請額 300万円      事業開始予定年月日 2020年4月1日      事業完了予定年月日 2021年3月31日</p>	「くらしサポートセンター島根」事業をはじめ、貴会が来年度に実施を予定されている事業については、労働者福祉の向上を図るうえで大切な事業だと考えており、来年度当初予算の編成にあたっては、必要な予算を確保するよう努めていきたいと考えております。	雇用政策課
2	<p><b>中高年齢者及び女性の就労支援事業への支援について</b></p> <p>少子高齢化の進行や生産年齢人口の減少に加え、若者の進学や就職による県外への流出等により、県内企業における人材不足が懸念されるなか、県による就労支援事業は、雇用の確保に向けた具体的な取り組みとして引き続き重要な施策と認識します。</p> <p>つきましては、2018年4月より委託をいただいた「中高年齢者就労支援事業」及び「女性就労支援事業」に対して、引き続き支援並びに助言をいただくとともに、県内企業・経営者団体に対する中高年齢者及び女性の雇用促進にかかる啓発活動の促進について要請します。</p>	<p>本県では、少子高齢化、若者の県外流出等により、生産年齢人口の減少が続いている、ほぼ全ての業種において人手不足となっています。</p> <p>一方、結婚や子育て等で離職された女性や、定年退職された方などの中には、働くことを希望される方がおり、現在、貴会に女性及び中高年齢者のための就職相談窓口「レディース仕事センター、ミドル・シニア仕事センター」の運営を委託し、こうした方々の就労を支援し、県内企業等の人手不足にも対応しているところです。これらの事業は引き続き実施していくこととしています。</p> <p>また、女性及び中高年齢者の雇用の場を一層拡大していくためには、柔軟な働き方等に対する企業の理解を広げていくことが必要です。今後も貴会と連携し、様々な機会を通じて企業等への啓発に努めてまいります。</p>	雇用政策課

<p>3 SDGs（持続可能な開発目標）の達成と協同組合の促進・支援        (1)県行政におけるSDGs推進</p> <p>県の事情に合ったSDGs推進のために、県民のさらなる認知拡大を図るとともに、地方創生の側面に加え、本来の目的である「誰一人取り残さない」という観点から、格差の是正・貧困の根絶に向けた対策をとること。</p> <p>また、外国人の人権・労働基本権の保障、保健医療サービスへのアクセスの保障、教育の機会均等など多文化共生社会への転換のための施策を講じること。</p>	<p>SDGsの目標のうち、地方公共団体として取り組むべき事柄について、県において現在も取り組んでおります。        島根創生計画においても、SDGsの理念を共有し、対応していくこととしています。        SDGsの理念も大切にしながら、取り組んでいきます。</p> <p>県では、県が実施する様々な人権施策に係る指針として、「島根県人権施策推進基本方針」を定め、関係部局が連携して取り組んでいます。        「外国人の人権」も重要な人権課題であると認識しており、外国人住民の人権に係る啓発、暮らしやすい地域づくり、労働環境の整備、相談体制の充実などに、各部局が連携して取り組んでいます。</p> <p>外国人の医療機関へのアクセス向上を図るため、外国人受入れ可能医療機関リストをホームページに掲載するとともに、多言語説明資料の提供、外国人受入れ研修会の開催、通訳機能を備えたタブレット端末等の整備に対する助成など、医療機関に対する支援を行っています。</p> <p>また、各保健所での窓口対応を円滑に行うため、全保健所へタブレット端末を配置し、翻訳アプリを活用しているほか、注意事項等説明資料を外国語で作成したり、「やさしい日本語」の研修会に参加する等、取組を始めているところであります。引き続き必要な対応を行ってまいります。</p> <p>外国人等の日本語指導が必要な児童生徒の受け入れについては、市町村と連携し、学校における日本語指導体制構築への支援を行っています。</p> <p>また、国籍に関わりなく教育の機会均等が図られるよう、費用負担軽減のための支援などを進めています。</p>	<p>政策企画監室        人権同和対策課        医療政策課        健康福祉総務課        教育指導課        学校企画課</p>
---	---	--

	<p>(2)県による協同組合支援の強化</p> <p>持続可能な地域共生社会づくりにおける協同組合の役割発揮への期待が高まっており、県においても協同組合への支援を強化し、協同組合が持続可能な地域づくりに貢献できるよう、協同組合の社会的役割・価値を高めていくための施策について検討を進めること。</p>	<p>個別の協働組合の目的や各分野に果たす役割を踏まえ、必要に応じて連携していきます。</p>	政策企画監室
	<p>(3)地域における協同組合の育成・発展に受けた地域住民への周知啓発</p> <p>県として、広く地域住民へ向けて協同組合の歴史・役割等を周知啓発するとともに、協同組合の育成・発展のための研修会等を開催すること。</p>	<p>個別の協働組合の目的や各分野に果たす役割を踏まえ、必要に応じて連携していきます。</p>	政策企画監室
4	<p>格差・貧困社会のは是正、セーフティネットの強化</p> <p>(1)生活保護基準の見直しに伴う住民生活への影響への対応</p> <p>2018年10月からの生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響については、「できる限り、その影響が及ぼないよう対応する」(2018年1月19日閣僚懇談会確認)としていることを踏まえ、同基準に準拠する社会保障制度や就学援助などの諸制度については、地方単独事業も含めて従前と同水準の支援を堅持するなどの措置を講ずること。また、管内の市町村に対しても、引き下げに伴う住民生活への影響を最小限にとどめるよう周知徹底を行うこと。</p>	<p>生活保護基準の見直しは一昨年10月より3年かけて段階的に行われることから、今年度の見直しについては、令和元年10月1日付けで県の関係部局長あて健康福祉部長通知を発出してお り、県としては「生活保護基準の見直しに当たっては、できる限り、その影響が他制度に及ぼないよう対応する。」との国の対応方針を踏まえ、県民生活への影響を十分考慮して対応しているところです。 また、管内の市町村長に対しても同日付で通知を発出し、国の対応方針を踏まえ、適切に対応していただくよう依頼しています。</p>	地域福祉課

## (2)生活困窮者自立支援事業の拡充・強化と体制整備

- ① 改正生活困窮者自立支援法(2018年10月1日施行)に定められた基本理念に基づき、社会的孤立や経済的困窮などの複合的な課題を抱えて支援を必要とする人たちに対し、生活困窮者自立支援制度が着実にその役割と機能を果たすよう、改正の趣旨及び目的について関係者や住民への周知・啓発を徹底すること。
- ② 支援が必要な人たちができるだけ早期に適切な支援につなげ、断らない相談を実践するため、必要な予算を確保し、十分な支援員等の人員配置や体制整備を行うこと。
- ③ 就労準備支援事業、家計改善支援事業については、改正法で努力義務化されたことに伴い、3年間の集中的な取り組み期間において、県内全ての自治体において両事業が完全に実施されることを目指して取り組むこと。また、一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業も含め、各任意事業の実施率を高めつつ、自治体間格差を是正し、全体的な底上げをはかること。

- ① 改正後の生活困窮者自立支援法では、
  - ・生活困窮者の尊厳の保持
  - ・就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援
  - ・地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備の3つを基本理念として、改めて明文化されました。  
県から市町村に対しては、昨年度中に改正法について説明会を行い周知を図ったところです。  
また、実施主体である市町村では、一般のメディアを使った広報以外に、税務・国保等の担当部局や各福祉担当課など関係部署による連携体制づくりや地域の福祉関係者への説明等に取り組み、この制度を生活に困窮している方に確実にお知らせすることができるよう努めています。  
また、民間団体なども含めた多様な関係機関で、生活困窮者支援を行っていくためには、連携体制の構築が重要であると考えますので、県ではこうした取組が一層進むように市町村に情報提供や助言を今年度も引き続き行っています。
- ② 改正後の生活困窮者自立支援法では、生活困窮者に対する自立支援を適切に行うために必要な人員を配置する努力義務が設けられました。  
また、国では自立相談支援事業の支援実績に応じた補助金の上乗せを行っています。  
制度の実施主体であります市町村に対し、こうした情報の提供や研修等を行いながら、生活困窮者支援のための適切な体制が確保できるよう助言を行っていきます。
- ③これまで、任意事業であった就労準備支援事業、家計改善支援事業が努力義務化となったことを踏まえて、各市町村において、それぞれのニーズに沿った支援が適切に行われるよう、今後も働きかけていきます。

①～⑧  
地域福祉課

- |   |   |
|---|---|
| <p>④ 改正法により、都道府県による市等への支援事業が創設され努力義務化されたことを受けて、県としての役割やイニシアティブを発揮し、市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりなどの支援を強化すること。とりわけ、家計改善支援など専門性が求められる事業については、広域的事業の実施も含めて自治体間の調整や支援を行うこと。</p> <p>⑤ 支援対象者の社会参加や就労体験・訓練の場をより多く確保し、地域で支える体制をつくるため、認定就労訓練事業者に対する経済的インセンティブ（優先発注、税制優遇、立ち上げ支援等）の活用や支援ノウハウの提供など、受け皿となる団体や企業が取り組みやすい環境を整備すること。とりわけ、改正法で「就労訓練の認定事業者への受注機会の増大」が努力義務化されたことを踏まえ、関係部局が連携し、自治体における優先発注の取り組みを促進すること。</p> <p>⑥ 生活困窮者自立支援事業は「人が人を支える」制度であることに鑑み、制度を担う相談員・支援員が一生の仕事として誇りを持って働くよう雇用の安定と待遇の改善をはかるとともに、研修の充実などスキルの向上を支援するための必要な措置を講ずること。</p> <p>⑦ 生活困窮者自立支援事業の委託契約に当たっては、事業の安定的運営やサービスの質の向上、利用者との信頼関係に基づく継続的な支援、人材の確保やノウハウの継承をはかる観点から、価格競争や単年度実績でのみ評価するのではなく、一定期間事業を委託した結果として得られた支援の質や実績を総合的に判断すること。</p> <p>⑧ 支援効果の評価にあたっては、経済的自立（就労）のみならず、日常生活や社会生活における自立も含め、支援の段階に応じて適切に評価すること。また、子どもの学習・支援にあたっては、居場所づくりや生活面も含めた包括的な支援を行うこと。</p> | <p>④ 現在、県では各市町村の自立相談支援機関を対象として、新任研修及び専門研修を実施しています。今後もこの研修が、生活困窮者支援の実施体制の強化につながるものとなるよう努めています。</p> <p>また、各市町村で実施体制を検討される中で広域的な事業展開が必要となる場合は、調整等の支援を行っていきます。</p> <p>⑤ 認定就労訓練事業の事業者への優先発注を行うためには、対象が、地方自治法の規定による「事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供」であることの判断基準等について各自治体の規則で定める必要があります。</p> <p>中間就労の場であり、対象者の入れ替わりがある認定就労訓練事業所において、どのような基準とするべきか、今後、他の自治体等の事例を参考にしながら、市町村とともに検討していきたいと考えています。</p> <p>⑥ 県では研修等の実施により、実施主体である各市町村や自立相談支援機関の担当職員のスキル向上を図るための支援を引き続き行っています。</p> <p>⑦ 実施主体である市町村において、国の「生活困窮者自立支援制度の事務処理マニュアル」に基づき、各事業が適切に実施できる体制が確保されるよう、必要に応じて助言を行っていきます。</p> <p>⑧ 生活困窮者の自立支援においては、経済的な自立だけではなく、対象者それぞれの状態像に合わせた多面的な評価を行うことが必要と考えており、実施主体である市町村等にもその旨周知しているところです。</p> <p>また、子どもの学習支援事業においては、改正法により生活支援等の部分が強化されたことについて、昨年度、各市町村等へ周知したところですが、今後も事業の実施にあたり、包括的な支援が行われるよう今年度も助言等を行っていきます。</p> |
|---|---|

(3)教育の機会均等～奨学金制度等の拡充・改善～

① 県は、国に対し現行の日本学生支援機構の奨学金制度の改善、ならびに、国による給付型奨学金制度のさらなる拡充を働きかけること。

② 島根県奨学金返還助成制度では、主な申請要件として、「中山間地域・離島の事業所への就職希望者で、且つ就職後に実務経験が必要となる国家資格等の取得を目指す者又は取得済みの者」を対象としている。一方、他の自治体の制度では、例えば「ものづくり産業」とか「中小企業」などの要件を設けているケースはあっても、事業所の地域限定や、国家資格取得を義務付けているところは少ない。地元大学卒業者や県出身者が、要件のハードルが高いために県の制度利用をあきらめて、やむなく利用しやすい制度のある他県での就職を選択する例もあることから、要検討の見直しと募集人数の拡大によって、幅広く利用できる制度とすること。

③ 県立大学の授業料を引き下げるための施策を講じること。また、「大学等における修学の支援に関する法律」施行に伴う新制度の実施により、これまで県立大学が行ってきた授業料の一部減免措置を受けられた中間所得層への支援が縮小・後退しないよう、必要な措置を講ずること。

① 日本学生支援機構の奨学金制度の改善については、中国知事会や全国公立大学設置団体協議会を通じて国に対して要望をしています。

大学生等を対象とする給付型奨学金制度の拡充についても、全国知事会などを通じて国に対して要望をしています。

また、高校生を対象とする奨学のための給付金制度について、国への重点要望において更なる充実を要望しているところです。

② 島根県奨学金返還助成制度については、地域要件や資格要件を設定していることが、真に人材不足が深刻な業種への人材確保に必ずしもつながっていないことや、費用対効果の観点からも見直しを行っています。あわせて県内の人材確保に効果的な施策を検討しています。

③ 島根県立大学の授業料に関しては、現在、引き下げを検討する状況にはないと考えていますが、令和2年度から拡充される国の新制度を受けることができない場合であっても、引き続き大学独自の就学援助制度を設け、負担軽減が図られるよう、大学運営に必要な経費を交付する中で実質的な負担を行っています。

総務課私学・  
県立大学室

学校企画課

総務課私学・  
県立大学室

総務課私学・  
県立大学室

<p>(4)子どもの貧困・虐待対策の強化</p> <p>① 児童虐待相談処理件数の急増に対応して、児童福祉司、相談員、児童心理司等の人材育成・確保を早急に進め、予防的な取り組みを強化し、児童虐待を防止する体制を強化すること。</p> <p>② 県は、「子どもの貧困対策法」改正法で、貧困対策に関する計画策定の努力義務を課せられた市町村に対して、策定に向けた支援を行うこと。</p>	<p>① 児童福祉職、心理職を計画的に採用し、相談体制等の充実を図ってきており、今後とも専門研修等を継続実施することで、児童相談所職員等の専門性を高めるなど、人材育成・確保に努めて参ります。</p> <p>また、市町村等の相談支援体制の強化のため、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点の設置促進や市町村要保護児童対策地域協議会担当職員等のスキルアップ研修等を実施していくことで専門性を高め、児童相談所との連携・協働体制を強化し、地域における虐待予防体制の強化を図っていきます。</p> <p>② 平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は今年6月に改正され、その後、見直された「子どもの貧困対策に関する大綱」では、「地域の実情に則した子どもの貧困施策の推進」が盛り込まれています。</p> <p>県では、次世代を担う子どもたちが、生まれ育った環境に左右されることなく、健やかに育ち、夢や希望、意欲にあふれ自立した人間へと成長することを目的とし、平成27年に「島根県子どものセーフティネット推進計画」を策定し、その中で重要な役割を担う市町村とともに子どもの貧困対策を進めてきました。</p> <p>現在、県では「子どもの生活に関する実態調査」を実施しているところですが、そこで把握した課題等を踏まえ、現行計画を見直すとともに、市町村と情報を共有しながら子どもの貧困対策を進めることとしており、市町村に対しても、それぞれの実情に即した子どもの貧困対策推進計画の策定に向け、支援していきます。</p>	<p>青少年家庭課 地域福祉課</p>
--	--	-------------------------

	<p>(5)フードバンク活動の促進</p> <p>① 「食品ロスの削減の推進に関する法律案」の成立に伴い、同法に盛り込まれた「フードバンク活動への支援」を早急に具体化し、フードバンクが継続的・安定的に発展できるよう、運営団体への助成を含めた支援策を拡充すること。</p> <p>② フードバンクや子ども食堂の活動（新規団体含む）を促進・普及するための支援策、補助事業の創設・拡充を図るとともに、県内におけるフードバンク活動の周知を図ること。</p>	<p>環境政策課 地域福祉課 青少年家庭課</p>
5 消費者政策の充実強化	<p>(1) 地方消費者行政の充実・強化</p> <p>県として、消費者行政に携わる人材の支援・育成、消費者相談体制の維持・強化と、行政処分の執行体制の強化など、地方消費者行政の充実・強化をはかること。</p> <p>また、国に対して「地方消費者行政活性化交付金」の増額を求めるとともに、地方自主財源の増強を含め、地方消費者行政予算を確保すること。</p>	<p>環境生活総務課</p>

<p>(2) 消費者団体の公益的活動に対する支援 県は、「地方消費者行政強化作戦」に基づき、適格消費者団体の設立を促進すること。</p>	<p>令和元年12月に県内では初の県域消費者団体である「消費者ネットしまね」が設立され、県では、消費者問題解決に向けた住民主体の取組を支援していきます。 この組織が、消費者契約法に基づく適格消費者団体となるためには、法人格の取得、差止請求のための組織体制や業務規程の整備、消費生活及び法律専門家の確保、経理的基礎を有すること等の条件を備える必要があることから、関係者の意向を踏まえ慎重に進める必要があります。</p>	<p>環境生活総務課</p>
<p>(3) 多重債務者対策 賃金業法改正により、一人当たりの無担保融資の債務残高は50万円強と減少しているものの、多重債務者の多くは世帯年収3百万円以下の層が占めており、生活苦による利用が増加している。その他、ギャンブルや飲酒、ネットを通じた買物やゲーム等への依存も要因とされている。さらに、キャッシング決済の普及で、今後自己統制力が弱く浪費癖のある人によるクレジットカードリボ払いの多用等も懸念されるため、県として、消費者センター及び市町村の消費生活・多重債務相談窓口、並びに弁護士・司法書士等の専門家への相談、精神科医や臨床心理士等による支援に係る広報を強化するとともに、多重債務にかかる県民一人ひとりの気づきを促す出前講座の実施等、啓発活動の強化を図ること。</p>	<p>上限金利の引下げや借入総額の規制を導入した改正貸金業法が平成22年6月に完全実施されて以降、多重債務に関する相談件数は全国的に落ち着いたものの、クレジット・キャッシングの過度な利用、ゲーム・ギャンブル依存、失業や収入減等様々な要因から経済的な破綻に陥るケースは後を絶ちません。このため、県消費者センターでは弁護士会等と協力し定期的に多重債務相談窓口を開設するほか、出前講座等を通じて啓発にも努めています。 また、年1回消費者金融等被害防止対策会議を開催し関係機関と情報交換を行うほか、依存症等課題を抱える相談者には県心と体の相談センター等専門機関と連携して対応しています。</p>	<p>環境生活総務課</p>
<p>(4) 消費者と事業者の良好な関係性の促進 県は、一部の消費者による過剰な要求、暴言・暴力等の問題について、公共の利益および消費者・労働者双方の権利を守る観点から、消費者と事業者の良好かつ健全なコミュニケーションを促進するよう普及・啓発を進めること。</p>	<p>県では毎年、事業者団体や消費者団体等との意見交換に参加し、消費者保護に係る業界自主基準、商品・サービス等の最新情報や消費者ニーズの動向等の把握に努めています。 今後も、消費者教育の推進や消費者団体等のネットワーク化などを通じ、消費者と事業者のコミュニケーションの促進に努めます。</p>	<p>環境生活総務課</p>

6 中小企業勤労者の福祉格差の是正 中小企業勤労者の福祉格差の是正に向けて、島根県東部勤労者共済会・島根県西部勤労者共済会が更に魅力あるサービス提供ができるよう、会員加入促進等における県としての支援・助言等積極的な役割を発揮すること。 また、中小企業退職金共済制度の積極的な普及と加入促進に努めること。	<p>(一財) 島根県東部勤労者共済会及び(一財) 島根県西部勤労者共済会が安定した運営を継続し、魅力あるサービスを提供していくには、今後とも経営改善や自主財源確保のため、会員加入の促進を図る必要があります。</p> <p>県としては、各勤労者共済会への会員加入の促進を図るため、引き続き、事業啓発及び商工団体等への巡回訪問等を実施し、安定した運営ができるよう支援していきます。</p> <p>中小企業退職金共済制度については独立行政法人勤労者退職金共済機構において運営されていますが、県でもホームページや広報誌、「企業支援施策ガイドブック」などで事業を紹介し、制度の普及に努めています。</p> <p>また、中小企業退職金共済制度普及推進員と連携し、加入促進にも努めています。</p> <p>中小企業退職金共済制度は、国に指導・監督権限があるものであり、県には直接の権限はありませんが、今後も適正な制度の普及に努めています。</p>	雇用政策課
---	---	-------

7 子育て・教育支援 (1)子どもの貧困問題への対策と、小学6年生までの医療費無料化等、子育て・教育における親の費用負担軽減のための施策を講ずること。	<p>県では、平成27年3月に策定した「子どものセーフティネット推進計画」に基づき、「貧困の世代間連鎖解消」と「問題を抱える子どもの早期発見」の観点から約100に及ぶ施策を県・市町村と連携しながら進めているところです。</p> <p>県では現在、子どもの生活に関する実態調査を実施しており、その結果を踏まえ、有効な施策や取組について、関係者と共に検討していきます。</p>	地域福祉課
	<p>安心して子育てできる環境づくりのためには、子育ての経済的な負担の軽減は重要なことだと考えており、子どもの医療費助成について、県の助成対象年齢を未就学時までから小学6年生までに引き上げることとし、現在、市町村と協議を進めているところです。</p> <p>子どもの医療費助成の今後については、地方創生・人口減少対策を進めていく中で、子育て支援全体を市町村ともよく協議してまいります。</p>	健康推進課
	<p>令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がはじまり、保育所等に入所する3歳以上の子ども、0~2歳の住民税非課税世帯の子どもの保育料が無償となりました。</p> <p>また、県独自に3歳未満の第1子・第2子及び第3子保育料軽減事業により、子育て世代の経済的負担の軽減を行っています。</p>	子ども・子育て支援課
	<p>(経済的支援)</p> <p>高校段階では、学びを経済的に支える国の就学支援金制度や平成26年度に県が創設した奨学のための給付金制度などにより、引き続き、費用負担軽減のための支援を継続していきます。また、義務教育段階では、就学援助制度の充実が図られるよう、実施主体である市町村と情報共有を図りながら、引き続き、国に対し働きかけていきます。</p>	学校企画課

<p>(2) 仕事と子育てが両立できるワーク・ライフ・バランスの取り組みを推進すること。</p>	<p>従業員の仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業を「こっころカンパニー」として県が認定し、優れた取組を行う企業を表彰しています。こうした企業が増えることにより、ワーク・ライフ・バランスを推進していきます。</p>	<p>子ども・子育て支援課 雇用政策課</p>
	<p>また、女性が働き続けやすい職場環境の整備を進めるため、経済団体、労働団体等と設置した「しまね働く女性きらめき応援会議」において、経営者セミナーの開催など経営者・管理職の意識啓発等に取り組むとともに、今年度は島根・鳥取両県連携による「しまね・とっとりワーク・ライフ・バランスキャンペーン」により、パートナー間の「家事・育児の偏り」の解消に向けた意識啓発を行っています。</p>	<p>環境生活総務課男女共同参画室</p>